

株式会社東京証券取引所グループ定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社東京証券取引所グループと称し、英文では、Tokyo Stock Exchange Group, Inc. と表示する。

(基本理念等)

第 2 条 当社は、取引所金融商品市場の公共性及び信頼性を確保すること並びに利便性及び効率性の高い市場基盤を構築することにより、投資者、上場会社、取引参加者その他の市場利用者の信認を得て市場の持続的な発展を図り、もって豊かな社会の実現に貢献することを基本理念とする。

2 当社の使命は、国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することであり、当社は、これらを通じて市場利用者、わけても投資者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものとする。

3 当社は、第 1 項の基本理念に沿って、株主、社員その他の当社のステークホルダーにとっての価値の増大並びに当該ステークホルダーとの良好な関係の維持及び発展に努める。

(目的)

第 3 条 当社は、金融商品取引所持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 株式会社金融商品取引所の経営管理
- (2) 自主規制法人の経営管理その他の前号に附帯する業務

(連携の確保)

第 4 条 当社は、その業務を行うに当たっては、傘下の法人間の適切な連携確保に努めるものとする。

(本店の所在地)

第 5 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 6 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は、9,200,000 株とする。

(株券の発行)

第 8 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。

(譲渡制限)

第 9 条 譲渡による当社の株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第 10 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第 11 条 当社は、当社の株式及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときには、その募集事項、株主に当該株式又は当該新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申込みの期日を取締役会の決議によって定める。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 13 条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、執行役社長を兼務する取締役が招集し、議長となる。

2 執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の出席株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 20 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 21 条 当社の取締役は、16 名以内とする。

(取締役の選任)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、在任の取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会長等)

第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名を定めることができる。

2 当社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長が在任しないとき又は取締役会長に事故があるときは、執行役社長を兼務する取締役が取締役会を招集し、議長となり、執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の 3 日前までにその通知を発送するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会に関する事項)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める。

(取締役の責任免除等)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の設置)

第 31 条 当社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。

(委員の選定)

第 32 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

2 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会の権限等)

第 33 条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

- 2 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに監査報告の作成
 - (2) 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
- 3 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が当社の使用人を兼ねているときは、当該使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

(各委員会に関する事項)

第 3 4 条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める。

第 6 章 執行役

(執行役の設置)

第 3 5 条 当社は執行役を置く。

(執行役及びその権限)

第 3 6 条 当社の執行役は 1 0 名以内とし、取締役会において選任する。

- 2 執行役は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 取締役会の決議によって委任を受けた当社の業務の執行の決定
 - (2) 当社の業務の執行

(任期)

第 3 7 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された執行役の任期は、在任の執行役の任期の満了する時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 3 8 条 当社は、取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。

- 2 当社は、取締役会の決議により、執行役社長については 1 名、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役については各若干名を定めることができる。
- 3 当社の執行役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

(執行役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役 (執行役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(執行役に関する事項)

第 40 条 執行役に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 45 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 4 7 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の配当財産には、利息をつけない。

付 則

第 1 条 当会社の設立は、会社法第 7 7 2 条の株式移転による。

第 2 条 当会社の最初の事業年度は、第 4 4 条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。

付 則

この改正規定は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から施行する。